

一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

慶弔費

第1章 慶弔

第1条 〔目的〕

- ・ 本協会の理事、監事、賛助会員、専門委員、功労者、チーム、選手、及び郡市協会・市町村協会の会長、加盟団体の会長等に対し慶弔を行うものとする。

第2条 全国表彰、全国優勝、海外遠征又は叙位、叙勲に関する祝意並びに死亡者に対する弔意は、下記により表す。

第2章 慶意

第3条 全国表彰・全国優勝・海外遠征・叙位・叙勲の受章者には、本協会記念表彰として表彰式において表彰盾を授与する。

別表＜慶弔の基準＞

第3章 弔意

第4条 本協会の理事、監事、賛助会員、功労者には下記により弔意を表す。

- ① 本人、本人の配偶者、香典 10,000 円、供花、弔電
- ② 本人の父母、本人の子供、香典 10,000 円、弔電

第5条 本協会の専門委員会委員、指導者、審判員、選手、郡市協会長、市町村協会長、加盟団体会長には、下記により弔意を表す。

- ① 本人、本人の配偶者、香典 10,000 円、弔電
- ② 本人の父母、本人の子供、弔電

第6条 このほか、特に必要であると認めたときは、会長の決裁により慶弔の意を表すことができる。

付 則 1 本細則は、2022 年 2 月 1 日より施行する。